
*
* 柏原市議会定例会議案 *
* (Ⅱ) *
* 令和3年第1回 *
*

(令和3年2月17日)

目 次

令和3年2月17日 定例会（Ⅱ）

議案等番号	議 案 等 名	ページ
議案第23号	訴えの提起について	1

議案第 23 号

訴えの提起について

次のとおり、訴えの提起を行う。

令和 3 年 2 月 17 日提出

柏原市長 富宅 正浩

記

1 当事者

(1) 控訴人（第 1 審被告）

大阪府柏原市安堂町 1 番 5 5 号

柏原市

代表者 柏原市長 富宅 正浩

(2) 被控訴人（第 1 審原告）

[REDACTED]

2 事件名 怠る事実の違法確認請求控訴事件

3 控訴の要旨

大阪地方裁判所令和 2 年（行ウ）第 104 号怠る事実の違法確認請求事件の第 1 審判決において、被控訴人の請求が認容されたことを不服として、次の判決を求めるもの

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。

(3) 訴訟費用は、第1審、第2審とも被控訴人の負担とする。

4 第1審判決の表示

主文

- 1 被告が、柏原市区長会に対し、平成28年2月1日付けで取り消した補助金交付決定に係る不当利得金残元金368万9328円及びその一部弁済前の元金416万9328円に対する平成28年3月1日から令和2年6月23日までの遅延損害金89万9365円について、訴訟手続により履行を請求しないことが違法であることを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

5 訴訟遂行の方針

- (1) 次の者を訴訟代理人と定める。
弁護士 俵 正市
弁護士 井川 一裕
- (2) 第2審判決の結果必要がある場合は上訴する。